

令和8年度 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 公 募 要 領

1. 事業の趣旨・概要

本市は2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」の実現に向け取組を進めており、その実現のためには、温室効果ガスの削減効果の高い再生可能エネルギー(以下、「再エネ」という)の導入が必要不可欠です。しかし、本市はエネルギー需要が大きい一方で、再エネ利用で主流な太陽光発電においては、大電力を賄えるメガソーラー等が設置可能な大規模な平地は少ないため、市街地の特性を最大限活かす新たな手法による太陽光発電の普及を促進していく必要があります。

市域において太陽光発電の更なる普及のために「ソーラーカーポートをはじめ駐車場などを活用した太陽光発電」、「建築物の壁面を活用した建材一体型太陽光発電」、「エネルギー利用効率を高める蓄電池と組み合わせた太陽光発電」などの国補助事業に本市独自の上乗せ補助を実施し、自己負担の更なる軽減を図ることにより、創エネ設備等の導入を加速させるため「新たな手法による太陽光発電導入支援事業」を実施します。

なお、補助金の交付については、「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という)」に定めるほか、この公募要領に定めるところによります。

2. 補助事業の実施主体(申請できる方)

補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれの要件にも該当する者としします。

(1) 次のいずれかに該当すること

(ア) 補助事業を実施する場所、施設等を所有する者

(イ) (ア)に定める者から、補助対象設備の設置について承諾を得ている者

(ウ) (ア)に定める者又は(イ)の承諾を得ている者に対し、オンサイトPPAモデル又はファイナンスリース契約により補助対象設備を提供する者

(2) 補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国の補助金(4. 補助対象設備・補助率・補助金額・補助事業実施期間等で補助対象設備ごとに定めるものをいい、以下、「国補助金」という。)を財源として交付される補助対象設備に係る間接補助金(以下、「国間接補助金」という。)の交付決定を受けた者であること

《留意点》

複数の事業者が連携して事業を実施する場合は、代表事業者を1者選定のうえ、その代表事業者から申請してください。複数の事業者が連携して事業を実施する場合、申請事業者と共に補助事業を実施する事業者(補助事業に対する一部経費を負担)を「共同事業者」として申請書に記載してください。

3. 補助要件

補助事業は、次のいずれの要件も満たす事業とします。

(1) 大阪府域において、補助対象設備の設置を計画し、実施する事業であること

- (2) 補助金の交付の申請年度内に、当該申請の対象である補助対象設備に係る国間接補助金の交付決定を受けた事業であること

4. 補助対象設備・補助率・補助金額・補助事業実施期間等

補助対象設備・補助率・補助金額・補助事業実施期間については、次のとおりとします。

(1) ソーラーカーポート等太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、駐車場を活用した次のいずれかに該当するもの（ソーラーカーポート等太陽光発電設備） (1) ソーラーカーポート（太陽光発電一体型カーポート、太陽光発電搭載型カーポート） (2) その他駐車場を活用した太陽光発電設備
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち駐車場型太陽光発電設備導入事業＜略称：カーポート等事業＞のうち、「駐車場等を活用した自家消費型太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金
補助率等	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力 1 kW 当たり 8 万円とする。
補助金の額の算定方法 ※ 1	(1) 補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額	1 事業当たり 2,000 万円とする。
補助事業実施期間	交付決定日から令和 9 年 1 月 31 日（日）まで

※ 1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

(2) 建材一体型太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれかに該当するもの（建材一体型太陽光発電設備） (1) 窓と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。） (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備（屋内に設置する後付け太陽光発電設備を含む。）
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業のうち建材一体型太陽光発電設備導入事業＜略称：建材一体型事業＞のうち、「窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を行う事業」に関する補助金

補助率等	補助対象設備の区分に応じ、次のとおりとする。 (1) 窓と一体となった太陽光発電設備 5分の1 (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備 4分の1
補助金の額の算定方法 ※1、※2	(1) 補助対象経費に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額 ※2	補助対象設備の区分に応じ、1事業当たり次のとおりとする。 (1) 窓と一体となった太陽光発電設備 1,250万円 (2) 壁等と一体となった太陽光発電設備 750万円
補助事業実施期間	交付決定日から令和9年1月31日（日）まで

※1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

※2 2つの区分（窓と一体となった太陽光発電設備、壁等と一体となった太陽光発電設備）の設備を合わせて導入する場合は、それぞれの区分の補助率等及び上限額を適用し、その合計額を交付額とする。また、2つの区分で共用する設備を導入する場合は、当該設備は、壁等と一体となった太陽光発電設備として取り扱います。

(3) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備

補助対象設備	国間接補助金の補助対象となる設備であり、かつ、次のいずれにも該当するもの（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備） (1) 太陽光発電設備の設置とともに、定置用蓄電池を設置するもの (2) オンサイト PPA モデル又はリースモデルに係る要件（国間接補助金の交付要綱、公募要領等で定められるものをいう。）を満たすもの
国補助金	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業） 「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」に関する補助金
補助率等 ※1	補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力1kW当たり25,000円（戸建て住宅に補助対象設備を設置する場合は、1kW当たり35,000円）とする。
補助金の額の算定方法 ※1	(1) 補助対象設備のパワーコンディショナー定格出力に補助率等を乗じて得た額とする。 (2) 補助金の額と国間接補助金の額との合計額が、補助対象経費を超えない範囲内において算定する。
補助金の上限額	1事業当たり1,000万円とする。
補助事業実施期間	交付決定日から令和9年1月29日（金）まで

※1 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

《留意点》

- ・ 大阪市の予算の範囲内で交付決定いたします。
- ・ 当補助金は、**補助事業完了後の精算払い**です。事業実施期間中は、全額自己負担で総費支出を行っていただきます。国間接補助金の額の確定通知書の通知日から 15 日以内又は補助金の交付の申請年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式等を添付した実績報告書を提出いただき、本市においてその内容を検査のうえ補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがあることをあらかじめ承知おきください。

5. 補助対象経費

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、本補助事業の補助金交付決定日以降に、発注、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

経費区分	補助対象経費の内容
国間接補助金の補助対象となる経費のうち、補助対象設備の設置に直接要する経費。	(1) 原材料費、機器レンタル・リース料、運搬費、使用料、賃借料、設置工事費、安全対策費、委託料、印刷製本費、通信費及び旅費 (2) その他市長が必要と認めるもの

《留意点》

消費税の扱いについて、補助事業における消費税相当額は、補助対象経費外となりますので、その額を減額して申請してください。

6. 申請等に関する手続き

(1) 申請方法

国間接補助金の交付決定を受けた後、(2)の提出書類を、大阪市環境局環境施策部環境施策課カーボンニュートラル推進担当あてに送付又は持参してください。(2)①の補助金交付申請書に関しては、メールでの提出も受け付けます。申請書の記載内容については、別紙 1_様式記入例をご参考ください。

(2) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 添付書類
 - (ア) 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金 事業計画書（様式第 1－2 号）
 - (イ) 個人の場合は住民票の写し（3 か月以内のもの）

(ウ) 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（３か月以内のもの）

(エ) 納税証明書の写し

A) 市税事務所発行の「市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の直近３年度分の証明書

B) 税務署発行の納税証明書（その３の３）未納の税額がないことの証明書

(オ) 事業概要や会社概要を記載した書類

(カ) 国間接補助金の交付申請書一式の写し及び交付決定通知書の写し

(キ) 誓約書（様式第１－３号）

(ク) その他市長が必要と認める書類

(３) 受付期間

令和８年７月８日(水)から令和８年１０月３０日(金)

《留意点》

- ・ 先着順で受付いたします。
- ・ すべての提出書類が到達した日を申請受付日とします。
- ・ 予算上限に達し次第、受付を締め切ります。受付状況は環境局ホームページでご確認ください。
(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000678400.html>)
- ・ 必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。(午前９時から午後５時３０分まで。ただし午後０時１５分から午後１時及び土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- ・ 国間接補助金の交付決定又は額の確定が取り消されたときは直ちに連絡をお願いいたします。
- ・ 提出書類を持参される場合は、必ず事前に持参日時を電話でお伝えください。(午前９時から午後５時３０分まで。ただし午後０時１５分から午後１時及び土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(４) 提出先・問い合わせ先

大阪市環境局 環境施策部 環境施策課 カーボンニュートラル推進担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目５番１号 あべのルシナス 12F

TEL 06-6630-3411 FAX 06-6630-3580

E-mail : kankyosisaku2@city.osaka.lg.jp

7. 内容の審査及び交付決定

(１) 内容の審査

- ・ 金額の算定に誤りがないか、補助事業の目的及び内容が適正であるか等の審査を行います。
- ・ 書類の補正等が必要な場合は申請者に連絡します。
- ・ 補正が必要な場合、補正が完了するまで審査は中断します。

（２）交付決定

- ・ 審査の結果、補助金の交付又は不交付を決定します。
- ・ 交付決定の場合は「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金交付決定通知書（様式第２号）」にて通知します。
- ・ 不交付決定の場合は「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金不交付決定通知書（様式第３号）」にて通知します。

８．交付決定後の手続き等

提出書類は６（４）提出先・問い合わせ先に記載の住所またはメールアドレスに送付、持参またはメールで提出いただきます。

（１）事業着手

補助事業に着手した場合は、速やかに新たな手法による太陽光発電設備導入補助金事業着手届（様式第１１号）を市長に提出いただきます。

（２）実績報告及び内容の審査

補助事業の実施結果について確認のため、国間接補助金の額の確定通知書の通知日から１５日以内又は令和９年３月１５日（水）のいずれか早い日までに、下記書類を提出いただき内容の審査を行います。なお、経費の内訳や支払状況が不明な場合は、別途書類の提供を求める場合があります。実績報告書の記載内容については、別紙１_様式記入例をご参考ください。

〔提出書類〕

- ① 新たな手法による太陽光発電設備導入補助金実績報告書（様式第１０号）
- ② 添付書類
 - （ア）補助事業実施状況報告書（様式第１２号別紙１）
 - （イ）収支決算書（様式第１２号別紙２）
 - （ウ）補助事業の実績（補助事業の効果が検証できるもの）
 - （エ）国間接補助金の額の確定通知書の写し
 - （オ）国間接補助金の実績報告時に提出した書類等の写し一式

《留意点》

- ・ 書類の補正等が必要な場合は補助事業者へ連絡します。
- ・ 補正が必要な場合、補正が完了するまで審査は中断します。
- ・ やむを得ない理由により（２）実績報告に定める日までに提出できない場合には、市長から当該期限の延長の承認を受けてください。

- ・（２）実績報告に定める日までに実績報告書及びその添付書類等を提出しなかった場合は、申請の取下げがあったものとみなし、当該申請に係る交付決定はなかったものとします。

（３）補助金の額の確定

審査の結果補助金額を確定し、「新たな手法による太陽光発電設備導入補助金額確定通知書（様式第 13 号）」にて補助事業者へ通知します。

（４）補助金の請求及び交付

補助金受け取り時の銀行口座については、国内金融機関の口座をご用意ください。

請求の際は別紙 2_請求書に口座番号等を記載の上、ご提出をお願いします。

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪市の会計年度の終了後 5 年間保存してください。

（５）事後管理

補助事業者は当該補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から 3 年間、年度毎に、国間接補助金の事業報告時に提出した書類の写しを当該年度の翌年度の 4 月 30 日までに、提出いただきます。また、補助事業が 3 月 30 日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の 3 月 31 日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の 4 月 30 日までに提出いただきます。

（６）補助事業の内容等の変更

補助事業の内容等に変更がある場合は、変更の大小にかかわらず、必ず事前にご相談ください。原則として、補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出していただき、承認を得ていただく必要があります。

《留意点》

- ・ 金額・内容変更の承認を受ける前に補助事業者が支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。ただし、すでに交付決定を受けた内容を継続して行う場合は、この限りではありません。
- ・ 事前に変更のご相談いただいた結果、交付要綱第 10 条第 2 項に規定する軽微な変更に該当する場合でも補助金変更届（様式第 7 号）を提出していただきます。